

# 財 務 諸 表

( 個 人 用 )

様式第十八号 貸借対照表

様式第十九号 損益計算書

事業年度 ( 自 令和 年 月 日 )  
( 至 令和 年 月 日 )

(商号又は名称) \_\_\_\_\_

※ 財務諸表は両面印刷としてください。

## 貸借対照表

令和            年            月            日現在

(商号又は名称) \_\_\_\_\_

千円

<b>資 産 の 部</b>		
<b>I 流動資産</b>		
現金預金	_____	_____
受取手形	_____	_____
完成工事未収入金	_____	_____
有価証券	_____	_____
未成工事支出金	_____	_____
材料貯蔵品	_____	_____
その他	_____	_____
貸倒引当金	△	_____
<b>流動資産合計</b>	_____	(1)
<b>II 固定資産</b>		
建物・構築物	_____	_____
機械・運搬具	_____	_____
工具器具・備品	_____	_____
土地	_____	_____
建設仮勘定	_____	_____
破産更生債権等	_____	_____
その他	_____	_____
<b>固定資産合計</b>	_____	(2)
<b>資産合計</b>	_____	(3)
		(3)=(1)+(2)

## 負 債 の 部

### I 流動負債

支 払 手 形		
工 事 未 払 金		
短 期 借 入 金		
未 払 金		
未 成 工 事 受 入 金		
預 り 金		
引 当 金		
そ の 他		

流 動 負 債 合 計 (4)

---

### II 固定負債

長 期 借 入 金		
そ の 他		

固 定 負 債 合 計 (5)

---

負 債 合 計 (6)

---

(6)=(4)+(5)

## 純 資 産 の 部

期 首 資 本 金		(7)→前期末の(11)と一致
事 業 主 借 勘 定		(8)
事 業 主 貸 勘 定		(9)
事 業 主 利 益		(10)

純 資 産 合 計 (11)

---

(11)=(7)+(8)-(9)+(10)

負 債 純 資 産 合 計 (12)

---

(12)=(6)+(11)

### 注

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

**税抜き方式** (消費税非課税業者の場合は抹消して「税込み方式」と記載すること)

## 記載要領

この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金	前期末の資本合計
事業主借勘定	事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定	事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益(事業主損失)	損益計算書の事業主利益(事業主損失)
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

**損 益 計 算 書**

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(商号又は名称) \_\_\_\_\_

千円

**I 売上高**

完成工事高 \_\_\_\_\_ (13)

兼業事業売上高 \_\_\_\_\_ (14) \_\_\_\_\_ (15)

 $(15)=(13)+(14)$ **II 売上原価**

完成工事原価

材料費 \_\_\_\_\_ (16)

労務費 \_\_\_\_\_ (17)

(うち労務外注費 \_\_\_\_\_ )

外注費 \_\_\_\_\_ (18)

経費 \_\_\_\_\_ (19) \_\_\_\_\_ (20)

 $(20)=(16)+(17)+(18)+(19)$ 

兼業事業売上原価 \_\_\_\_\_ (21) \_\_\_\_\_ (22)

 $(22)=(20)+(21)$ 完成工事総利益  
(完成工事総損失) \_\_\_\_\_ (23) $(23)=(13)-(20)$ 兼業事業総利益  
(兼業事業総損失) \_\_\_\_\_ (24) \_\_\_\_\_ (25) $(24)=(14)-(21)$  $(25)=(15)-(22)$

### Ⅲ 販売費及び一般管理費

従業員給料手当	_____	
退職金	_____	
法定福利費	_____	
福利厚生費	_____	
維持修繕費	_____	
事務用品費	_____	
通信交通費	_____	
動力用水光熱費	_____	
広告宣伝費	_____	
交際費	_____	
寄付金	_____	
地代家賃	_____	
減価償却費	_____	
租税公課	_____	
保険料	_____	
雑費	_____	(26)

### 営業利益(営業損失)

.....	=====	(27)
		(27)=(25)-(26)

### Ⅳ 営業外収益

受取利息及び配当金	_____	
その他	_____	(28)

### Ⅴ 営業外費用

支払利息	_____	
その他	_____	(29)

### 事業主利益(事業主損失)

=====	(30)
	(30)=(27)+(28)-(29)
	(30)=(10)

## 記載要領

**この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。**

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用す